

介護保険

利用料金表

以下のⅠ、Ⅱ、Ⅲの項目を合算したものがご利用料金となります。

Ⅰ. 基本料金				【1単位：10.00円】		
項目			基本点数	負担額		
				1割負担	2割負担	
訪問看護費 (介護保険給付) *1	所要時間	20分未満 *2	保健師、看護師	311 単位	311 円	622 円
			准看護師	279 単位	279 円	558 円
		30分未満	保健師、看護師	467 単位	467 円	934 円
			准看護師	420 単位	420 円	840 円
		30分以上 1時間未満	保健師、看護師	816 単位	816 円	1,632 円
			准看護師	734 単位	734 円	1,468 円
		1時間以上 1時間30分未満	保健師、看護師	1,118 単位	1,118 円	2,236 円
			准看護師	1,006 単位	1,006 円	2,012 円
介護予防 訪問看護費 (介護保険給付) *1	所要時間	20分未満 *2	保健師、看護師	300 単位	300 円	600 円
			准看護師	270 単位	270 円	540 円
		30分未満	保健師、看護師	448 単位	448 円	896 円
			准看護師	403 単位	403 円	806 円
		30分以上 1時間未満	保健師、看護師	787 単位	787 円	1,574 円
			准看護師	708 単位	708 円	1,416 円
		1時間以上 1時間30分未満	保健師、看護師	1,080 単位	1,080 円	2,160 円
			准看護師	972 単位	972 円	1,944 円

*1…1月にご利用された介護保険サービスの合計単位数が、介護保険被保険者証に記載された「区分支給限度基準額」を超えた場合、超過分は保険対象外（全額自己負担）となる場合がありますのでご注意ください。

*2…20分未満の訪問看護は、特定の場合のみ利用可能です。

Ⅱ. 主な加算				【1単位：10.00円】		
加算項目	内容	基本点数	利用料金			
			1割負担	2割負担		
夜間早朝加算	午前6時～午前8時、又は午後6時～午後10時の時間帯に訪問看護を行った場合。	基本料金×1.25	— 円	— 円		
深夜加算	午後10時～午前6時の時間帯に訪問看護を行った場合。	基本料金×1.5	— 円	— 円		
複数名訪問看護加算（30分未満）	同時に複数の看護師等により訪問看護を行った場合。	254 単位	254 円	508 円		
複数名訪問看護加算（30分以上）		402 単位	402 円	804 円		
長時間訪問看護加算	1時間30分以上の訪問看護を行った場合。	300 単位	300 円	600 円		
緊急時訪問看護加算Ⅰ	計画に位置付けられていない緊急時訪問看護を行った場合。	574 単位	574 円	1,148 円		
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。	500 単位	500 円	1,000 円		
特別管理加算Ⅱ		250 単位	250 円	500 円		
ターミナルケア加算	ターミナルケアを行った場合に死亡月に算定。	2,000 単位	2,000 円	4,000 円		
サービス提供体制加算	1回につき算定	60 単位	60 円	120 円		
初回加算	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して初回の訪問看護開始月に算定。	300 単位	300 円	600 円		
退院時共同指導加算	病院・老健に入院・入所の方が退院・退所の際に、訪問看護ステーションの看護師等が、退院時共同指導を行った場合、初回の訪問看護実施時に算定。	600 単位	600 円	1,200 円		

Ⅲ. その他の料金（介護保険給付とならないサービス）		
項目	内容	金額（税込）
長時間利用料	2時間をこえて訪問看護を提供する場合	30分ごとに500円
実施地域を越えた場合の交通費	実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル以上毎	片道1キロにつき50円
死後処置料	ターミナルケア実施中に死亡された後の処置に係る費用	10,800円

さくらがわ地域医療センター 訪問看護ステーション

〒309-1246 茨城県桜川市高森1000 / TEL 0296-45-5780